



Title	住民投票条例論 : 住民参加と住民投票
Author(s)	藤島, 光雄
Citation	大阪大学, 2010, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/57918
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【4】				
氏 名	ふじ	しま	みつ	お
	藤	島	光	雄
博士の専攻分野の名称	博 士（法 学）			
学 位 記 番 号	第	2 3 5 3 0	号	
学 位 授 与 年 月 日	平 成 22 年 3 月 23 日			
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科法学・政治学専攻			
学 位 論 文 名	住民投票条例論～住民参加と住民投票～			
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 高橋 明男 (副査) 教 授 大久保規子 教 授 高田 篤			

論 文 内 容 の 要 旨

自治体における政策法務の研究、とりわけローカル・ルールづくりにおける条例の典型例として、住民投票条例を取り上げる。地方分権一括法施行後、地方のことは地方で、自己決定・自己責任のもと、一種の独立した地方政府が誕生し、地方自治・住民自治・市民参加を実現していく政治システムのひとつのツールとしての観点から、住民投票条例の研究を行う。

論文では、まず最初に地方自治体における住民参加制度の現状を分析し、住民の意向が政策に反映されないことによる長や議員のリコールが多発し、本来の制度主旨と異なる形で利用されるなど、現行法制度下において制度的疲労現象が起きていることを明らかにし、住民参加の到達点と課題を明らかにする。

そのうえで、究極の住民参加制度といわれる住民投票条例について、これまでの経緯と歴史をまとめるとともに、これまでの常設型住民投票条例等と呼ばれる分類の問題点を指摘し、新たなカテゴリーを提示する。

さらにこのカテゴリーに基づく義務型住民投票条例について、その制度設計について検討を加え、分権改革後の住民参加・政治参加システムとして位置づけることを問題提起し、今後の住民投票条例の課題と展望について、政策法務・地方自治の観点から法的拘束力の検討を含め、問題提起を行っている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、申請者が自治体の実務家研究者として取り組んできた政策法務研究、特に地方分権一括法施行後の、自己決定・自己責任に基づく地方政府のローカル・ルール作りの典型例としての住民投票条例に関して、地方自治・住民参加を実現していく政治システムの標準的なツールと位置づけるという観点から行った研究である。

論文は、まず、戦後の地方自治制度の特徴として、住民参加の拡充をあげ、憲法上は長と議会の公選制が定められ、代表民主制がとられたが、地方自治法においては、住民の直接請求の制度や町村総会の制度など、国レベルより強く住民参加という直接民主制的要素を拡充することが図られてきたことを指摘し、地方自治のレベルにおいて顕著に見られる代表民主制(具体的には議会の住民代表機能)の制度的疲労現象を踏まえて、種々の住民参加の仕組みがとられていることを、具体的な条例に即して分析する。そこでは、公聴会、審議会、ワークショップ、パブリックコメントの導入例のほか、第三者機関の設置、苦情処理機関(オンブズマン制度)の設置、市民参加システムへの議会の参加、地域分権が新しい動きとして紹介され、それらの課題と展望が述べられている。

続いて、住民参加システムの中で最も直接民主主義的とされる住民投票条例に焦点を絞り、直接請求による住民投票条例制定請求、新潟県巻町における原発住民投票等の個別争点型住民投票条例の登場、平成の大合併をめぐる住民投票に至る、その歴史的展開が具体的に検証されている。

そのような展開を踏まえて、住民投票条例の類型化を行い、新しい動きとして、個別型に対する非個別型、非義務型(要議決型)に対する義務型(議決不要型)の住民投票条例の登場を挙げ、特に、義務型住民投票条例について、住民投票運動の最大の障害としての議会の壁を乗り越えている点が高く評価されている。

さらに、義務型住民投票条例の制度設計を取り上げ、請求の対象、選挙運動、投票資格者などについて、実例に即して検討し、住民投票の法的拘束力に関する議論を鳥瞰し、首長と議会が自ら条例制定を行うことによって、自己拘束力・自縛力により投票結果に拘束されるという考え方を提示して、住民参加・地方自治の標準装備としての住民投票条例の導入への期待をもって終章を締めくくる。

なお、巻末には、市町村合併などにより廃止された義務型住民投票条例が資料として掲げられている。

以上のような藤島氏の研究は、全国の住民参加条例、住民投票条例を徹底的に渉猟し、それを分析した成果であって、実務研究者ならではの極めて実証的な分析と立論になっていることが特徴であり、住民投票条例に関する包括的実証的な研究として追隨を許さないレベルに達していると言える。特に、巻末にまとめられた廃止された住民投票条例の蒐集が象徴する労を厭わないフィールドワークの成果は、高く評価できる。他方で、藤島氏の論証は、憲法がとっている議会制民主主義の原則が既に機能不全に陥っているとの前提から始まっており、憲法上の原則との整合性に関する理論的な検討はやや不足気味であるとの印象が否定できない。しかし、地方自治における議会制民主主義が憲法上予定されている代表機能を十分に果たしていないという自治体の現場感覚からの指摘、そして、それを変革しようとする動きとして義務型住民投票条例を評価する姿勢は、理論研究者とは違った独自性のある研究上の特徴ということができ、理論研究が現実の動きに追いついていないことを明らかにしているという意味でも、本論文は住民投票条例研究の今日における到達点の一つということができよう。

以上から、本論文が博士の学位に相応しい高度の研究能力と精深な学識の表れとして評価できる。